

2015年度(2015年4月1日-2016年3月31日)

## 「事業計画書」

公益財団法人 社会医学研究センター

---

### 目 次

#### はじめに

- 1)労働者の安全と健康の今日的状況
  - ①労働者に関わる健康をめぐる状況
  - ②労働安全衛生行政の動向
- 2)基本方針

#### I 公益目的事業

- 1)労働と生活、健康に関する調査・研究・相談及び啓発事業 [公益目的事業1]
  - ①講座・シンポジウム開催事業 [公1(1)]
  - ②統計・資料収集事業 [公1(2)]
  - ③相談・助言事業 [公1(3)]
  - ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### II 収益事業

- 1)土地建物賃貸事業 [収益事業1]
- 2)書籍販売事業 [収益事業2]
- 3)調査研究事業 [その他の事業1]

#### III 管理部門

- 1)会員

## はじめに

### 1)労働者の安全と健康の今日的状況

#### ①労働者に関わる健康をめぐる状況

- 実質賃金は3年連続減少
  - ・実質賃金指数は2.5%減と3年連続減少、減少幅も過去2番目の下げ幅（厚生労働省「勤労統計調査」）
- 「ワーキングプア」の増加
  - ・年収200万円以下の「ワーキングプア」（働く貧困層）が1,100万人を超える（国税庁「民間給与実態統計調査」）
- 過労死・過労自殺の高止まり
  - ・過労死認定件数は306人、認定率45%
  - ・精神疾患の認定件数は436人、認定率36.5%
  - ・12年の自殺者数2万7,238人
- 労働災害3年連続の増加
  - ・労働災害の死亡者前年同期比で49人増加。789人
  - ・13年の業務上疾病件数は、7,310人、前年比433人減
- 大型災害あいつぐ、安全意識の低下も問題
  - ・一度に3人以上死傷する重大災害は14年では214件で前年同期比62件増
  - ・三菱マテリアル四日市工場の爆発事故で5人死亡、12人が重軽傷
  - ・名古屋の新日鉄住金工場の爆発災害、15人が重軽傷
  - ・厚生労働省が平成26年8月に業界団体に労働災害で緊急要請
- アスベストの肺がん・中皮腫の認定数911人
- 12年定期健診の有所見率53.0%

#### ②労働安全衛生行政の動向

- ブラック企業の調査を実施
  - ・5,111社の82%に労働基準関係法令違反（厚労省「ブラック企業調査」）
- 過労死等防止対策推進法が成立
  - ・過労死等防止啓発月間に全国各地で集会開催
- 泉南アスベスト訴訟で最高裁が国の責任を認める
- 厚生労働省「第12次労働災害防止計画」を公表
- 厚生労働省、大阪の印刷事業場での「胆管がん」の労災申請を受け、全国の7,105事業場の有機溶剤予防規則にもとづく調査を実施
- 厚生労働省、パワハラ増加を受け、予防・解決にむけた提言を12年3月に発表
- 厚生労働省、除せん作業の安全対策のための「除せん電離規則」を12年1月施行
- アスベスト肺がんの労災認定基準を厚生労働省が改定
- ストレスチェックを含めた労働安全衛生法が改正
- 化学工場の爆発災害で安全対策強化へ
- 震災復旧・復興工事の安全対策を厚生労働省が発表
- 死亡災害増加で厚労省が2014年8月に経営団体に緊急要請

## 2)基本方針

以上の「労働者の安全と健康の今日的状況」を踏まえ、本件度は次の5点を軸に事業計画を策定した。

- 労働者の安全衛生に係る啓発、人材育成を目的とした講座等を引き続きに開催するとともに、今年度は「安全衛生推進者等養成講習機関」の登録を行い安全衛生推進者等の育成を目的とした講習会を開催するなど、労働者の健康に寄与する事業の拡大を図る。
  
- 「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」の成立により創設されたストレスチェック制度の義務化に呼応し、対人援助サービス従事者の職業性ストレスに注目し、対人援助サービス従事者におけるストレスチェックとして有効な設問の開発に着手するなど、労働者のメンタルヘルス問題に関わる事業を強化する。また「労働と医学」でストレスチェックの特集を企画する。
  
- 「労働と医学」「働くものの健康」を定期発行し、労働者の健康を守る学習活動に寄与し、とりわけ本年度は「季刊誌」等の編集を担う人材の育成を重視し、内容の充実を図るとともに「季刊誌」等の安定した発行を保障する体制の確立に努める。
  
- 建設労働者の健康状態に関する調査研究の5年間のデータ解析のまとめをおこなう。
  
- 「土地建物賃貸事業」の再開に向けて賃貸物件を確保する。

事業ごとの計画は以下の通りである。

## I 公益目的事業

### 1) 労働と生活、健康に関する調査・研究・相談及び啓発事業 [公益目的事業1]

#### ① 講座・シンポジウム開催事業 [公1(1)]

- 労働者の安全衛生に係る啓発、人材育成を目的とした講座等を引き続きに開催する。
- 比較的小規模な事業場では安全衛生推進者を選任しなければならないが、必ずしもすべての事業場に配置されてはいない現状がある。今年度は新たに「安全衛生推進者等養成講習機関」の登録を行い、安全衛生推進者の育成を目的とした講習会を開催して小規模事業場の安全衛生に寄与する活動を強化する。
- 本年度は以下の講座・シンポジウム等の開催を検討する
  - a) 「安全衛生推進者等養成講習会」
  - b) 「労働安全衛生講座」「安全衛生フォーラム」「職種別安全対策講座」
  - c) 「ILO 条約を学ぶ連続講座」
  - d) 「学校にローアンの風を連続講座」
  - e) 労働安全衛生入門シリーズ講座
  - f) 安全衛生学習会

#### ② 統計・資料収集事業 [公1(2)]

- 季刊誌「労働と医学」を年4回発行する。
  - a) 125号 (2015年4月発行予定)  
特集「第4回日韓筋骨格系障害シンポジウム」
  - b) 126号 (2015年7月発行予定)  
特集「ILOシンポジウム」
  - c) 127号 (2015年10月発行予定)  
特集「ストレスチェックと労働組合の健康調査の進め方」
  - d) 128号 (2016年1月発行予定)  
特集「未定」
- 月刊紙「ニュース働くものの健康」を毎月定期発行する。
- 収集した資料等について広く一般に公開するインターネットを活用した広報機能の充実を図る。
- 季刊誌・ニュース編集委員会、研究教育企画会議などの委員会活動を、将来を見据えた人材育成の場と位置付け充実を図る。

### ③相談・助言事業 [公1(3)]

○労働者の健康問題に関する相談窓口を引き続き開設し、安全衛生活動、治療、予防、労災認定、裁判等の相談・助言を行う。

○本年度は以下の相談項目について実施する

- a) 労災職業病の患者の療養・職場復帰・補償の確保に関する相談
- b) 労働組合・事業所・患者組織等の団体、医療関係者、弁護士、法律家・被災者からの労災職業病・安全衛生対策・補償に関する相談
- c) 健診の実施、職場実態調査等の計画・方法の助言及び安全衛生活動、健康管理事後措置に関する相談
- d) 労働組合団体等からの健康問題・安全衛生活動に関する相談

### ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

○「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」の成立により創設されたストレスチェック制度について日本産業衛生学会は、効果評価研究やモデル事業での制度の科学的根拠の検証が必要であると報告している。今年度はストレスチェック制度の質問項目に関して、特に対人援助サービス従事者の職業性ストレスに注目し、対人援助サービス従事者におけるストレスチェックとして有効な設問の開発に着手する。

○日本社会医学会と連携して過労死・過労自死に係る事例等を検討するメーリングリストを運用し、過労性疾患の相談・対応活動に貢献する。

## Ⅱ 収益事業

### 1) 土地建物賃貸事業 [収1]

○休止している土地建物賃貸事業について、2016年4月～5月の再開に向けて新たな賃貸物件を確保するように努める。

### 2) 書籍販売事業 [収2]

○「労働安全衛生入門シリーズ」(かもがわ出版)全8巻の普及に努める。

### 3) 調査研究事業 [他1]

○建設労働者の健康状態に関する調査研究の5年間のデータ解析のまとめをおこなう。

○労働と生活、健康に関する定例研究会(月例)を開催する。

○本年度は以下の調査研究事業の実施を検討する。

- a) 東京土建労働組合健康診断結果分析調査研究
- b) 東京靴工組合員の職業がん疫学調査
- c) 東京民医連看護職員勤務実態調査
- d) その他の労働関連疾患に関する調査研究
- e) 精神疾患、過労性疾患などに関する調査研究
- f) 労働関連疾患などの職場復帰に関する調査研究

## Ⅲ 管理部門

### 1) 会員

○賛助会員の拡大を図る。

○賛助会員が利用しやすいように所蔵する図書目録及び貸出体制を整備する。